

平成元年事業所名簿整備及び サービス業基本調査のあらまし

総務庁の所管する統計調査として、本年7月1日現在で、平成元年事業所名簿整備及び平成元年サービス業基本調査が実施されます。

この事業所名簿整備及びサービス業基本調査は、国・地方を通じた調査関係事務の効率化、調査員の確保とその効率的運用及び調査対象事業所の記入負担の軽減を図る観点から、同時に行われます。

以下、両調査の調査内容について、概要を紹介します。

I. 事業所名簿整備

1. 調査の趣旨、目的等

昭和61年事業所統計調査により作成された基本調査区内事業所名簿は、国や地方公共団体などが行う各種統計調査の調査対象を選定する基礎資料として、極めて重要な役割を果たしていますが、経済社会の変化や景気の変動に伴い、事業所の新設や廃業、事業内容の変更等が多数にのぼることから、事業所名簿は年を経るごとに実情に合わなくなっています。

このため、事業所名簿整備は、昭和61年事業所統計調査以降における事業所の新設、廃業などの変動状況を把握することにより、事業所名簿の補正・整備を行い、事業所を対象とした各種統計調査の最新の基礎資料を提供することを目的として実施されます。

2. 調査の対象

民営のすべての事業所が対象となります。ただし、民営の事業所でも、次のような事業所は調査の対象から除きます。

- (1) 個人で農業、林業、漁業のみを行っている、いわゆる農・林・漁家
- (2) 個人の家庭に雇用されて家事労働に従事する人などの家事サービス業

(3) 駅の改札口内、遊園地内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所

3. 調査事項

調査事業所のうち、昭和61年事業所統計調査以降に新設された事業所について、次の事項を調査します。

(1) 名称及び電話番号

(2) 所在地

(3) 経営組織

(4) 本所・支所の別

(5) 開設時期

(6) 事業の種類・業態

(7) 従業者数

(8) 資本金額

4. 調査の方法

調査は、調査員が担当基本調査区内に所在する事業所の名称等を確認し、調査名簿と照合することにより、事業所の新設、廃業等の変動状況を把握して、新設事業所については、調査票の記入を依頼し後日回収する方法で行います。

5. 調査の経路

調査の経路は、次のとおりです。

総務庁長官—都道府県知事—市町村長—調査員—事業所

6. 調査結果の公表

事業所の変動に関する結果は、報告書の刊行又は結果原表を閲覧に供する方法により、平成2年3月末日までに総務庁から公表される予定です。

7. 調査結果の利用

調査の結果は、主に次のように利用されます。

- (1) 国、都道府県、市町村などが行う各種統計調査の調査対象を選定するための基礎資料
- (2) 国、都道府県、市町村における地域開発計画、都市計画などの各種行政施策の企画及び立

案のための基礎資料

II. サービス業基本調査

1. 調査の趣旨、目的等

サービス業基本調査は、最近における経済のサービス化の著しい進展等により、サービス業の重要性がますます高まっている中で、サービス業について網羅的に把握する統計調査として、今回初めて実施されます。

この調査は、統計法に基づいて定められたサービス業基本調査規則により実施されるもので、我が国におけるサービス業事業所の産業、従業者規模別等の基本的構造、事業収入、経費等の事業活動の実態を調査し、産業経済施策を始めとした各種行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の対象

(1) 調査業種

民営のすべての事業所のうち、日本標準産業分類の大分類「L—サービス業」が対象となります。ただし、医療業のうちの病院、一般診療所や学校教育法に基づく学校は調査の対象から除きます。

(2) 調査事業所

調査業種に属する事業所のうち、次の事業所が調査の対象となります。

ア. 昭和61年事業所基本調査区のうち、総務庁長官の指定する基本調査区内に所在する事業所

イ. 上記アにより指定した基本調査区以外の基本調査区内に所在する事業所のうち、昭和61年事業所統計調査における従業者規模10人以上の事業所

3 調査事項

調査事業所について、次の事項を調査します。

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 経営組織及び資本金
- (4) 本所・支所の別
- (5) 開設時期
- (6) 開設形態
- (7) 従業者数
- (8) 事業収入金額及び経費等
- (9) 営業時間
- (10) 定休日
- (11) 業務の忙しい曜日・月

4. 調査の方法

調査は、調査員が担当区域内に所在する事業所の存続、廃業、新設の状況を把握した上で、サービス業事業所については、調査票の記入を依頼し後日回収する方法で行います。

5. 調査の経路

調査の経路は、次のとおりです。

総務庁長官—都道府県知事—市町村長—調査員—事業所

6. 調査結果の公表

調査の結果は、報告書の刊行又は結果原表を閲覧に供する方法により、平成2年9月末日までに総務庁から公表される予定です。

7. 調査結果の利用

調査の結果は、主に次のように利用されます。

- (1) サービス業の振興等に関する諸施策の企画及び立案のための基礎資料
- (2) 国民経済計算、県民経済計算、産業連関表作成のための基礎資料
- (3) 雇用施策等の各種行政施策の企画及び立案のための基礎資料

(統計課・商工担当)

統計法と統計報告調整法の改正

1. 改正の趣旨

- (1) 統計法制定以来40有余年を経過し、国民のプライバシー意識の高まり等により統計調査をめぐる環境が年々厳しくなるなど、最近における社会情勢の変化に即応し、統計行政の円滑な運営に資するため、被調査者の統計調査に対する信頼を確保し、統計調査に対する協力をより一層確保することが必要とされていたこと。
- (2) 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」に関連して、統計関係法令においても規定の整備を行う必要が生じたこと。

2. 改正の経緯

- (1) 統計審議会—昭和60年10月25日
「統計行政の中・長期構想について」の答申の中で、「届出統計調査及び承認統計調査について、報告者の秘密保護を図る観点から法的規制等の措置を検討する必要がある」と提言。
- (2) 政府—昭和61年12月30日の62年行革大綱
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護については、法的措置を講ずる方向で検討すること」の方向を閣議決定。
- (3) 統計審議会—昭和62年12月18日
「統計調査に係る秘密保護等の在り方について」の答申の中で、「統計調査に係る秘密の保護、調査票の使用及び管理」を提言。
- (4) 総務庁—昭和62年12月28日の63年行革大綱
「個人情報保護法に関連して、統計調査により集められた情報保護については、その特殊性を考慮して個人情報保護法とは別に統計法

等を改正する」旨の方針を閣議決定。

- (5) 政府—昭和63年4月28日
- 「統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案」を閣議決定のうえ、第112回通常国会に提出。
 - 第113回臨時国会で引き続き審議され、昭和63年11月18日に衆議院本会議、同年12月9日の参議院本会議で全会一致で可決され同月16日法律第96号として公布。
- (6) 統計法の改正
- これまでに14回の改正が行われた。
 - 今回の改正は、単独法としては実に30年ぶりであり、特に基本的な仕組みについての改正としては、昭和27年以来のものである。

3. 法律の概要

- 統計法
 - 指定統計調査以外の統計調査についても、指定統計調査と同様に秘密の保護及び調査票の目的外使用に関する規定を整備したこと。
 - 指定統計調査等によって集められた調査票等の適正管理に関する規定を整備したこと。
 - 地方公共団体は、届出統計調査によって集められた調査票等の適正な使用及び管理に努めることとした。
- その他所要の規定の改正を行った。
- 統計報告調整法
 - 統計報告の徴集(承認統計調査)を行おうとする行政機関の長が、総務庁長官に統計報告の徴集の承認申請を行うに当って、調査事項が専ら統計を作成するために用いられるか否かを明らかにすること。

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律の新旧対照表

○統計法(昭和22年法律第18号)

[新 条 文]

(国勢調査)

第4条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

総務庁長官は、必要があると認めたときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

(秘密の保護)

第14条 指定統計調査、第8条第1項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査(以下「届出統計調査」といふ。)及び統計報告調整法の規定により総務庁長官の承認を受けた統計報告の徵集(以下「報告徵集」といふ。)の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

[旧 条 文]

(国勢調査)

第4条 政府が全国民について行う人口に関する調査で、総務庁長官が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査といふ。

国勢調査は、これを10年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行った年から5年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。

総務庁長官は、必要があると認めたときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

(秘密の保護)

第14条 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

◇統計の窓

前項の規定は、総務府長官の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

第15条の2 何人も、届出統計調査(地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。)によって集められた調査票及び報告徴集によって得られた統計報告(統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)を、統計上の目的以外に使用してはならない。

前項の規定は、届出統計調査又は報告徴集の実施者が、被調査者又は報告を求められた者を識別することができない方法で調査票又は統計報告を使用し、又は使用させることを妨げるものではない。

(調査票等の管理)

第15条の3 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によって集められた調査票、報告徴集によって得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の責務)

第15条の4 地方公共団体は、届出統計調査によって集められた調査票その他の関係書類の適正な使用及び管理に努めなければならない。

(罰則)

第19条 次の各号の1に該当する者は、これを6ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

前項の規定は、総務府長官の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

(罰則)

第19条 左の各号の1に該当する者は、これを6ヶ月以下の懲役若しくは禁錮又は5千円以下の罰金に処する。

1. 第5条の規定により申告を命ぜられた場合
申告をせず、又は虚偽の申告をした者
2. 第5条の規定により申告を命ぜられた調査
につき申告を妨げた者
3. 第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
4. 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職にあった者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、総務府長官の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。

職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

1. 第5条の規定により申告を命ぜられた場合
申告をせず、又は虚偽の申告をした者
2. 第5条の規定により申告を命ぜられた調査
につき申告を妨げた者
3. 第13条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
4. 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、総務府長官の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを5千円以下の罰金に処する。

職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

○統計報告調整法(昭和27年法律第148号)

[新 条 文]

(統計報告の徴集についての承認)

第4条 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、次の各号の1に該当する場合を除くほか、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、総務庁長官の承認を受けなければならない。

1. 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合
2. 統計法(昭和22年法律第18号)第3条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合
3. 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務庁長官に提出しなければならない。
 1. 当該行政機関の名称
 2. 目的
 3. 報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別
 4. 報告を求める者の範囲
 5. 報告を求める期日又は期間
 6. 徴集方法
 7. 徴集を行う期間
 8. その他総務庁長官が必要と認める事項
3. 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。

[旧 条 文]

(統計報告の徴集についての承認)

第4条 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長は、次の各号の1に該当する場合を除くほか、当該統計報告の徴集について、あらかじめ、総務庁長官の承認を受けなければならない。

1. 徴集方法及び報告様式が法律又は政令で定められている統計報告の徴集を行おうとする場合
2. 統計法(昭和22年法律第18号)第3条に規定する指定統計調査としての統計報告の徴集を行おうとする場合
2. 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務庁長官に提出しなければならない。
 1. 当該行政機関の名称
 2. 目的
 3. 報告を求める事項
 4. 報告を求める者の範囲
 5. 報告を求める期日又は期間
 6. 徴集方法
 7. 徴集を行う期間
 8. その他総務庁長官が必要と認める事項
3. 申請書には、報告様式及びその他の参考書類を添付しなければならない。

〈喫煙室〉

新人のプロフィール

平成元年度定期人事異動により、4月1日付で新たに統計課勤務となられた方々に、自己紹介を兼ねてご執筆いただきましたのでご紹介いたします。



新緑の季節に

庶務担当主任

平塚 栄一

この度の定期異動により統計課に勤務することになりました。統計の仕事は、初めてですのでよろしくお願ひいたします。

着任した頃は満開だった桜は、すっかり散ってしまい、新緑の若葉が萌え出る季節となりました。私の家の東側は、牧場になっているのですが、この時期になると緑のジュータンを敷いたように、牧草が芽吹いてきます。特に天気の良い日に、牛がのんびりと草をはんでいる光景を眺めるのは、すがすがしいものです。

私は、前の職場(林政課)で林業関係に携わっていたことから、この時期になると野山を散策して森林浴を楽しむこととしています。ワラビやゼンマイなどの山草を採取するのも楽しいですが、野鳥の鳴き声を聞きながら林の中を散歩するのも気持ちの良いものです。

また、林政課では「きのこ」に詳しい方が大勢いたので、昨年から「きのこ」の栽培を始めました。もちろん趣味の範囲ですから家の食卓に上るのが精一杯ですが、今年の冬は暖冬の影響で季節はずれの「きのこ料理」を堪能することができます。

さて、こんな私ですが統計課では庶務を担当することになりました。皆様のお役に立てるよう頑張りますのでよろしくご支援お願いします。



統計課勤務になって

統計指導担当課長補佐

中根 文康

この度の定期異動で水戸保健所公害室から統計課勤務になりましたのでよろしくお願ひします。

着任してわずかな期間のなかから、感じたことについて書いてみたいと思います。

統計課は、名称、組織は変わっても長い歴史のなかで、行政関係者のみならず、各種統計調査等を通じて県民の間にもその存在は知られていることと思われます。しかし、具体的な業務の中身までは必ずしもよく知られていない面もあるように思われます。私のことを例にすれば、発行の刊行物で統計年鑑、県勢要覧程度のことは知っていましたが、このほか多数の刊行物があり参考になりました。例えば、「統計からみた茨城」にはデータからみた本県の順位が示されており、今までばく然と理解していた本県の位置を具体的に考えることができ、作付面積全国1位の作物がくり、ごぼうなど6種類もあることも知りました。

また、「市町村指標値グラフ」から居住地、出身地(千代田村)の数値をみて、納得したり、意外に思ったりしたところであります。

これらは、個人的に興味をもった資料の一端ですが、統計資料は利用されて価値のあるものと思われ、貴重な資料が多くの県民に利用されるよう広報、公表にも十分な配慮が必要と思われます。

〈喫煙室〉

最後に、指導グループは統計大会、研修会、刊行物の発行等を担当し市町村・民間団体・企業等から御協力をいただくことが多くありますのでよろしくお願いします。



シンビジューム

統計指導担当係長

関 千代

このたびの異動で、再び統計課にお世話になることになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

統計資料室は多くの利用者が来ます。相談を受けるごとに、数年間のブランクを徐々に取り戻している昨今です。早く慣れて、統計資料室の役割を更に多くの県民の皆さんに認識していただくよう、情報提供に務めていきたいと思いますので、御指導のほどお願ひします。

また、私の異動と一緒に前の職場で多くの目をひいた、シンビジューム(メロディフェア、マリリン・モンロウ)も異動してきました。趣味とまではいきませんが、年頃でしょうか、最近テレビ番組の園芸などに目を向けるようになりました。鉢ものなど買ってしまうことは簡単なのですが、小さなものから育てて成長をみるのは楽しいものです。我家では今シクラメンが真赤な色をつけて咲き誇っています。三年前お歳暮にいただいた後、昨年、今年と連続で驚くばかりの勢いをみせ楽しませてくれています。シンビジュームも、異動のあわただしさに手入れも出来ないままにセンターの片すみにひっそりしています。来訪者の皆様方にいつか楽しんでもらえる日が来ることでしょう。



どうぞよろしく

企画分析担当課長補佐

原 健

この度の異動で統計課へまいりました。全く初めての仕事ですのでよろしくお願ひいたします。

これまで、いくつかの職場で統計課から来られた方と一緒に過ごしたことがあります、統計の話を聞かせていただいたということもなく、町内の寄合いで統計に関係した役割りがあったようなおぼろ気な記憶があるという程度ですから人や事物の集団について、その特性を数量的に測って判断や推論に役立てるなどという難しい仕事に遭遇するとは、ついぞ考えてみたこともなかったので、いくばくかの不安を覚えているところです。

しかしながら、新しい職場はスポーツが盛んで、明るいスマートな方が多く、ホッとする同時に、もっと若く元気があるうちに当課へ来ていたらとちょっと残念な気もしております。

運動は気力や体力を養うばかりではなく、よい人間関係を作ったりストレスをコントロールするうえでも有用であると言われていますので、これからは分相応に参加させていただきたいと思っております。

ちなみに、スポーツ経験はウエイトリフティング(高校)、草野球(子供時代、町内、職場)、ゴルフ(始めて4年目)と言ったところですが、自慢できるようなものは何もありません。

また、球モノが好きですが、大きな球(バスケット、バレーなど)は苦手としております。



統計の大切さを知る

人口労働担当主任

藤 咲 和 弘

この度の定期異動で統計課勤務になりましたので、よろしくお願ひします。

前の職場の消費生活センターでは、消費生活相談と消費生活情報オンライン・ネットワーク・システム(通称パイオネットといい、国民生活センターのホストコンピューターと県の端末機をオンラインで結び、消費生活に関する情報の検索や統計を利用する)を担当していました。消費生活に関する相談がありましたら、相談してください。前述のパイオネットは、センターに昭和61年10月導入されたわけですが、それまで相談統計に相当な時間がかかっていたのが、パイオネットを利用するとなればかな時間で統計を行うことができるようになりました。そして、多面的、総合的な統計を行い、分析することによって、消費者被害の未然防止、拡大防止に役立てることができます。このことにより、統計、分析の大切さを知ることができましたので、統計課でもこの経験を生かして、頑張りたいと思います。

仕事の話が長くなってしましましたが、趣味はスポーツとしては卓球、バレー、ゴルフなどをします。卓球、バレーは各課対抗で統計課のためにぜひ頑張りたいと思っています。ゴルフは、始めて約1年以上たちますが、まったく上達しません。こんな私でもよかつたら、ぜひコースに連れて行ってください。その他の趣味としては、パチンコ(負ける度に何度もやうと思つた

ことか)や将棋(10年前には二段までいたがセンター勤務のため、この5年間まったく指していない)をやりますので、よろしくお願ひします。



今年度の私の目標

人口労働担当主任

坂 内 敏

今回の定期異動で統計課勤務となりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の担当は、労働力調査ということで、国の労働力人口、就業・不就業の状態、労働時間や仕事の種類などを調査し、国の雇用政策や経済政策のための基礎資料とするとのことである。

前の職場の企業局那珂川水道事務所は、大宮街道ぞいの田園地帯にあり静かな環境の中で、仕事をしていましたが、中で働いている人達は個性豊かで、毎日の話題には事欠かないという楽しい職場です。

ところで話は変わりますが、私も県職員となって10年目を迎え、体力的に衰える時期となっていましたが、いつまでも若さを保つため、今年度の目標としては、運動面では、各課対抗野球で中央大会に出場できるよう、多少でも貢献する。また、なかなかうまくなりそうにないが、ゴルフのハンデを下げる。精神面でのリフレッシュのために、統計課には現在ないという、独身会の結成を働きかけ、できるだけ早い時期に退会する。以上の目標を達成するため、仕事上の御指導の外、課の皆様の御協力をお願ひいたします。

最後に、統計課への転入を記念して小話を一つ。

A…統計課って何している所だい。

S…国勢調査とか農林業センサスとかの調査をす

〈喫煙室〉

るところらしいよ。

A…それどんなこと調べるんだ。

S…転勤したばかりでそんなことシッカイ。



江戸崎にいた頃

人口労働担当主事

水書 英晴

4月1日、茨城新聞社前を右折した私の視界一杯に白いものが広がった。何事かと見上げると、それは県庁前の桜並木であった。その時は軽い戸惑いを覚えただけだったが、日が経つてみると、それは要するに、人間の手入れが行き届いた自然に久しぶりに出会った感動だったのだと納得した。そしてそれは、10年ぶりにこの町に戻ってきた事を実感させるものだった。

初任地でもあった江戸崎町は、霞ヶ浦に面した人口1万3千程の町で、最初、のんき者の私は、気候温暖で純朴な土地柄が気に入ってしまった。しかし、慣れてしまうと、万事町の外へ出ないと用が足せない事や、刺激に乏しい環境にだんだん飽きてきたのである。それでも、4年間楽しい事の方が多く、振り返ってみて、旅人の様に一方的に好きとか嫌いとか無責任に言えない気持ちだ。

約3百の生活保護受給世帯に接してきた私は、自分を大切にしない人達に失望し、時には怒りを覚えながら毎日を過ごしてきた。自分にとってどうする事が一番有効であるのか、それを行動に移す時、周囲の援助も得られ、継続する程目的実現の可能性は大きくなるのだが、行動をやめてしまった時は自分の望むものは得られない。大事なのはできるかできないかではなく、するかしないか

であり、自分にとって必要ならばした方が良い。私自身、そういう体験の機会を持った事は、この4年間で最良の思い出である。



「五円玉」

人口労働担当主事

蛭田 雄二

この度、新しく県職員としての第一歩を統計課から踏み出させていただくことになりました。なにかと御迷惑をおかけすることと思いますが、よろしくお願ひ致します。

ところで、私は、周囲の人に比べて特別に信心深いという訳ではないのですが、たまに縁起をかつぐこともあります。お恥ずかしい話ですが、実は私は府内の植木の下に五円玉を埋めたことがあります。

採用試験の合格を祈って「御縁がありますように」と面接の帰り道に、府内の植木の下に埋めたものです。あの時の私は、本当に必死でした。

その御利益があったという訳でもないのでしょうが、運良く合格することが出来、今の私がいるのです。ただ単に、これだけの話なのですが、考えてみれば、なにか奇妙な事ではないでしょうか。

その五円玉は、たぶん今も植木の下にあるはずです。私は、府内のその植木を見るたびに、あの時の純粋な気持ちを想い出すのです。

統計課に勤務して、1ヶ月が過ぎようとしている現在、仕事については、まだ何のお役にも立てませんが、研修も終り、少しずつ職場の雰囲気に慣れてきているようです。

すべてが私にとって、未知の仕事ばかりです。しかし、こんな私ですが、一日も早く統計という

~~~~~<喫煙室>

業務を理解し、皆様のお役に立てられるよう努力してまいりたいと思います。

今後とも御指導の程、よろしくお願ひ致します。



「とうとう始めました」

商工担当主事

石井 健二

とうとう始めました。去年から。

そーです。ゴルフです。

ゴルフはオジンのスポーツと考えていましたので、今まで全然興味を持ちませんでした。どちらかというと、テニスとかスキーをやっていれば、友だちとの会話にも不自由しないし、いかにもスポーツをしていると感じていました。ところが友人に勧められ、始めることになってしまいました。

最初は友人のクラブを借りて練習しました。

折りました。借りたクラブを！

思いました。「しまった」と。

練習用マットに少し強めに、かつ、深くあたってしまったのでした。でも友人は私のことを気づかってくれたので気分的にらくでした。

1年間でコースを5回まわりました。最近の話ですが、スコアが少しずつよくなってきたので、今回はこれくらいでと思い臨むと、とんでもないスコアになってしまいました。練習場では曲がりもするがいいあたりもする程度ですが、コースに出ると、練習場ではめったにしないから振りを何度もしてしまうのです。朝一番のティーショットは悲劇の主人公その者です。玉捜しをしなければならないとわかったキャディーさんの顔が脳裏に焼きつきます。どなたか、プレッシャーに勝つ方法を教えて下さい。

最後になりましたが、商工担当になり皆様にご迷惑をおかけするかと思いますが、ご指導をよろしくお願ひ致します。



愛犬“マリリン”に見習って

商工担当主事

中村 広子

愛犬“茶”が私達家族の前から姿を消したのは1年前の3月、ひな祭の翌日の朝方だった。いつか戻ってくることを願い、毎日首を長くして待っていた。が、ついにその日は来なかった。去年の12月に、友人宅で子犬が生まれ、引き取り先を捜しているという話を聞き、いつまで待っても戻ってきてくれない“茶”に別れを告げ引き取ることにしたのであった。

2月の肌寒い日に我が家に来たのだが、オスであるはずの犬がメス犬に転じていて、両親には暖かく迎え入れてもらえなかったのである。私が全責任をとるということで飼うことを許されたのが……。4月1日を機に両親が私に代わって面倒をみているという有様である。この1ヵ月間で大きく成長し、自分の本来の役割を果たせるまでになつたようである。そして、両親にとっても、気になる存在になってきたようである。

私も、この犬のように、一日も早く統計課という家の一員として本来の役割を果たせるように、また家族にとって気になる存在になれるように頑張りたいと思っている。

ちなみに名はマリリン。マリリンが家族の一員になったのは、我が家に来てから3ヵ月のことであった。私も3ヵ月後には……。

〈喫煙室〉

社会人一年生ということで、みなさんにご迷惑をおかけすることもあると思いますが、精一杯頑張りたいと思いますのでご指導のほどよろしくお願ひいたします。



地元紹介

農林経済担当課長補佐
谷 部 順 一

異動の度に、お住まいはどちらですか、それは大変ですね……となる。そこで私の住んでいる大子町生瀬を紹介いたします。国道118号線袋田(割山)交差点から4km、月居トンネルをぬけると、四方を山々に囲まれた静かな生瀬盆地となる。春は平地よりかなり遅れて山桜、つつじ、りんごの花などが咲き、新緑に包まれる。秋は雑木林が多いのと、寒暖の差があり美しい紅葉が見られ、休日になるとりんご狩りの家族連れなどで賑わいます。観光地としては、袋田滝の上流に高さ約50mの生瀬滝があります。あまり知られていないため訪れる人が少ないが、上から見下ろす滝と渓谷の眺めは壮観である。この近くに文明元年に建立された諏訪神社があります。毎年4月の祭礼に行われる弓的は有名である。それから高柴地区の標高350~480mの高地に奥久慈いこいの森があります。第27回全国植樹祭が開かれた記念の森であり、森林学習展示館や宿泊施設などがありますが、特に展望台から遠く那須や日光の連山を望むことが出来ます。今年の秋には第13回全国育樹祭が開かれ、県内外より5千人の人達が訪れる予定だそうです。この静かな山里にも、近年開発の波が押寄せ、ゴルフ場の造成工事が2ヵ所でおこなわれており、

また、人工スキー場や、袋田滝の調整池の建設計画などがあり、地元では期待しているが、しかしながら、交通が不便な地域であり、過疎化に歯止めがかかるないと思いますが、私にとりましては住み心地の良いところであります。



ながめるもの

農林経済担当主任
今 村 純 一

この度、定期異動により環境管理課から統計課に勤務することになりました今村です。統計課では、農林経済グループで全国消費実態調査を担当しています。この調査は、5年に1度の大きな調査だということで、私にこなせるか心配です。

まえにいた環境局では、工場の煙突の煙を3年間、そしてその後は、自然公園の山の姿を5年間、ながめてきました。予想はしてましたが、統計課に来て以来、毎日数字とにらめっこをしています。県庁も課によって随分ながめるものが違うものだと実感しています。もっとも、今のところ数字とは、にらめっこしている状態で当分ながめる様にはなれそうにありません。しかし、統計課の窓から、毎日第二公園や弘道館の緑をながめています。

ところで、今年は中年ライダーの仲間入りを果たそうと思っています。実は2年前に中型二輪の免許は取得していたのですが、経済的理由でペーパーライダーだったのです。今安いバイクを買おうとしています。どこかで胴長短足のライダーを見かけましたらきっと私です。

気持ち良く風景をながめられるまでもう少しです。これから先、何かとお世話になると思います

がよろしくお願ひします。



統計課勤務になつて

農林経済担当主事

藤ヶ崎 匡彦

この度の異動で統計課に勤務することになりました。どうぞよろしくお願ひ致します。

私は、子供の頃から統計資料を見るのが好きで統計という仕事については、少なからず興味をもっていました。しかし実際統計課に勤務してみると、統計の仕事は予想以上に地味で電算処理の占めるウエイトが高い仕事であるという認識を受けました。特に電算については、今までパソコンはおろかワープロにさえほとんど手を触れたことがなかったので、だいぶ困惑していました。しかしこの情報化時代にあって、行政事務における電算の重要性はますます高まっていくと思われますので、これをよい機会として電算の習得に励んで行きたいと思います。

さて統計課は、野球を始めとする各種スポーツが盛んな様です。私もスポーツは嫌いではないのですが、中途半端に終ってしまう場合(スキーやテニスetc.)がほとんどでした。唯一ジョギングだけは長続きし昨シーズンは、市民マラソン2回(フルではありませんが)と駅伝に出場しました。毎年11月には、私の地元で水郷潮来マラソンが開催されますので、出場を希望される方がございましたら私までご連絡下さい。

まとまりのない話になってしまいましたが、何事につけ前向きの姿勢で積極的に取り組んで行きたいと考えております。今後ともご指導の程よろ

しくお願ひ致します。



私の趣味

農林経済担当主事

佐藤 光明

このたびの異動で江戸崎県税事務所から統計課勤務となりましたのでよろしくお願ひします。

県税では収税課2年、課税課間税係を2年経験しました。収税課では昼は出張徴収、夜は電話納税催告、それでも納税されない場合は差押えと厳しい仕事でした。また間税係では軽油引取税と料理飲食等消費税を担当しました。料飲税には夜間概況調査があり、これは夜間飲食店を訪問し客入の状況等を調査する業務で、酔った客にからまれることもあり辛い仕事でした。

統計課では、消費動向調査及び消費者物価指数の電算処理を担当することになりました。現在コンピューターの研修中で余り理解できない状態ですが、できるだけ早くコンピューター処理をマスターしたいと思っていますので、どうかよろしくご指導のほどお願ひいたします。

最後に、趣味は読書、ゴルフ、スキーですが、特にゴルフが好きです。ゴルフを始めたのは4年前で、ゴルフスクールで6ヶ月間練習しました。レッスンは週1回午後6時から7時30分まででしたが、10時ぐらいまで練習し、ボールは500発以上使いました。その甲斐もあり、6ヶ月後にはハーフ50を切り、1年後には1ラウンド89まで上達しましたが、最近は練習不足なので40台後半に低迷しています。ゴルフに一番いい季節になったので早くコースに出たいと思っています。